

埼玉西部環境保全組合情報公開条例施行規則

制定 平成16年 4月 1日 規則第2号

埼玉西部環境保全組合情報公開条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、埼玉西部環境保全組合情報公開条例（平成15年条例第1号。以下「条例」という。）第28条の規定により、条例の運用について必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この規則で使用する用語は、条例の定めるとおりとする。

（開示請求書の様式）

第3条 条例第6条に規定する開示請求書は様式第1号のとおりとする。

2 条例第6条第1項第4号の規定により実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公文書の開示方法
- (2) 条例第5条に定める、開示請求をするものの区分
- (3) 開示請求者の連絡先住所及び電話番号
- (4) 公文書の開示を求める理由

（開示請求の受付・処理）

第4条 前条の公文書開示請求書を受理したときは、公文書開示請求（申出）処理状況調書（様式第2号）を作成し、公文書開示請求書に添付し決裁を受けるものとする。

（公益上の理由による裁量的開示）

第5条 管理者は、条例第9条に基づき公益上の理由による裁量的開示を行なうときは、条例第7条各号に掲げる不開示情報に照らし、公開することにより得ることができる公益と個人情報の保護を十分に比較検討してから行なわなければならない。

（請求に対する決定等の通知）

第6条 条例第11条に規定する開示請求に係る通知は、次のとおりとする。

- (1) 開示請求に係る公文書を開示する旨の決定 公文書開示決定通知書（様式第3号）
- (2) 開示請求に係る公文書の一部を開示する旨の決定 公文書部分開示決定通知書（様式第4号）

(3) 開示請求に係る公文書を開示しない旨の決定 公文書非開示決定通知書（様式第5号）

(4) 開示請求に係る公文書の存否を明らかにしないで開示を拒否 公文書非開示決定通知書（様式第5号）
（開示決定等の期限の通知）

第7条 条例第12条第2項に規定する通知は、公文書開示決定期間延長通知書（様式第6号）により行なうものとする。

（開示決定等の期限の特例通知）

第8条 条例第13条に規定する通知は、公文書開示決定期間特例通知書（様式第7号）により行なうものとする。

（公開の方法等）

第9条 公文書の開示は、管理者が指定する日時及び場所において職員の立会いの下で行なうものとする。

2 管理者は、公文書の閲覧により情報の公開を求めるものが、当該公文書を汚損、毀損又は破損しようとするときと認めるときは、公文書の閲覧を中止、又は禁止することができる。

（事案の移送）

第10条 条例第15条に規定する通知は、公文書開示請求事案移送通知書（様式第8号）により行なうものとする。

（第三者に対する意見書提出等）

第11条 条例第16条第1項に規定する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開示請求のあった公文書の名称又は情報の内容
- (2) 開示請求年月日
- (3) 意見照会を行なう公文書の名称又は情報の内容
- (4) 意見書提出先及び提出期限

2 条例第16条第1項に定める通知は、様式第9号により行なうものとする。

3 条例第16条第3項に規定する通知は、意見付公文書開示決定通知書（様式第10号）により行なうものとする。

（写しの交付）

第12条 条例第17条第2項の規定により、公文書の写しの交付により情報の公開

を受けるものに交付する写しの交付部数は、当該請求に係る公文書1件につき1部とする。

2 条例第17条第3項に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 公文書の名称又は情報の内容
- (2) 最初に公文書の開示を受けた公文書の開示方法の区分
- (3) 最初に公文書の開示を受けた日
- (4) 公文書の再開示を申し出た理由

3 条例第17条第3項に規定により更に開示を受ける旨の申し出をしようとするときは、公文書再開示申出書（様式第11号）により申し出るものとする。

（写しの作成及び送付に要する費用）

第13条 条例第18条第2項に規定する手数料は、別表1のとおりとする。

（諮問をした旨の通知）

第14条 条例第21条に規定する通知は、審査会諮問通知書（様式第12号）により行なうものとする。

（任意的公開の申出）

第15条 条例第23条に規定する申出は、公文書任意的開示申出書（様式第13号）により申し出を受けるものとする。

2 実施機関は、公文書任意的開示申出を受けたときは、本規則第4条に則して処理を行なうものとする。

3 条例第23条に基づく任意的開示の申出に対する決定は、情報公開任意的公開回答書（様式第14号）により、通知する。

（その他）

第16条 条例及び本規則の運用に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

別表1

区 分		金 額
写しの作成に 要する費用	複写機により写しを作成する場合（日本 工業規格A列3番以内）	1枚につき10円
	その他の方法により写しを作成する場合	実費に相当する額
写しの送付に要する費用		郵送料に相当する額

備考 1枚の用紙の両面に複写した場合の写しの交付に要する費用は、2枚として
計算する。

様式第1号（第3条関係）

公文書開示請求書

年 月 日

埼玉西部環境保全組合

様

住所

氏名

（法人その他の団体にあつては、その名称、

代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

埼玉西部環境保全組合情報公開条例第6条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

公文書の名称又は情報の内容	
公文書の開示方法	<input type="checkbox"/> 公文書の閲覧・ <input type="checkbox"/> 公文書の写しの交付（郵送希望 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無）
開示請求をするものの区分	<input type="checkbox"/> 構成団体内に住所を有する者 <input type="checkbox"/> 構成団体内に所在する事務所又は事業所に勤務する者 { 事務所又は事業所の名称： } { 事務所又は事業所の所在地： } <input type="checkbox"/> 構成団体内に所在する学校に在学する者 { 在学する学校の名称： } { 在学する学校の所在地： } <input type="checkbox"/> 構成団体内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 { 事務所又は事業所の名称： } { 事務所又は事業所の所在地： } <input type="checkbox"/> 公文書の開示を必要とする理由を有するもの { 名称： } { 所在地： }
公文書の開示を求める理由	
開示請求者の連絡先住所及び電話番号	連絡先住所： 電話番号：

- 「公文書の名称又は情報の内容」欄は、知りたい事項を具体的に記入してください。
- のある欄は、該当する事項の 内に「レ」を記入してください。
- 公文書の写しの交付を希望する方は、郵送の希望の有無に「レ」印を記入してください。

様式第2号（第4条関係）

公文書開示請求（申出）処理状況調書

受 付 日	年 月 日			
請 求 権 原	<input type="checkbox"/> 開示請求（第5条第 号該当）・ <input type="checkbox"/> 任意的開示申出			
開 示 担 当 係				
補 正 等 連 絡	<input type="checkbox"/> 有	連絡年月日	年 月 日（電話、郵送、ファックス）	
		補正年月日	年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 無			
開示決定期限及び特例の有無	年 月 日 開示決定期限の特例： <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無			
他機関との調整	<input type="checkbox"/> 有（関係機関名： ）・ <input type="checkbox"/> 無			
第三者の意見聴取等	<input type="checkbox"/> 有	意見照会日	年 月 日（郵送、速達）	
		回 答 日	年 月 日（郵送、使送、直接）	
		意見の内容		
	<input type="checkbox"/> 無			
開 示 決 定 等	決 定 の 内 容	<input type="checkbox"/> 開示・ <input type="checkbox"/> 部分開示・ <input type="checkbox"/> 非開示		
		実 施 日	年 月 日	
	通 知 日	開 示 場 所	埼玉西部環境保全組合 施設名：	
		請 求 者	年 月 日	
	再 開 示 申 出 等	第 三 者	年 月 日	
		申 出 日	申 出 日	年 月 日
再 開 示 日			年 月 日	
開 示 場 所				
不 服 申 立 て	申 立 て 受 理 日	年 月 日（開示通知年月日から 日後）		
	開 示 通 知 日	年 月 日（開示決定通知を発送した日）		
審 査 会 諮 問 等	審 査 会 諮 問 日	年 月 日	通知日（申立者） 年 月 日	
	答 申 受 理 日 等	年 月 日		
		答 申 内 容	<input type="checkbox"/> 開示・ <input type="checkbox"/> 部分開示・ <input type="checkbox"/> 非開示	
	審 査 結 果 通 知 日	年 月 日	開 示 実 施 日	年 月 日
申 立 添 付 書 類 等				

様式第3号（第6条関係）

公文書開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉西部環境保全組合

年 月 日付で開示請求のあった公文書は、次のとおり開示することに決定しましたので、埼玉西部環境保全組合情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

公文書の名称又は情報の内容		
公文書の開示方法	<input type="checkbox"/> 公文書の閲覧・ <input type="checkbox"/> 公文書の写しの交付・ <input type="checkbox"/> 公文書の写しの郵送	
公文書の開示（閲覧又は写しの交付）を行なう日時及び場所	日時	年 月 日 午前・午後 時 分
	場所	埼玉西部環境保全組合 施設名：
問い合わせ又は連絡先	埼玉西部環境保全組合 施設名： 連絡先： 担当（係）：	

- 1 この公文書開示決定通知書は、該当する事項の□欄に「レ」を付けています。
- 2 公文書の開示を受けるときは、この通知書を係の者に提示してください。
- 3 公文書の開示を受ける日時の都合が悪いときは、担当（係）までご連絡ください。

様式第4号（第6条関係）

公文書部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉西部環境保全組合

年 月 日付で開示請求のあった公文書は、次のとおり一部を開示することに決定しましたので、埼玉西部環境保全組合情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に埼玉西部環境保全組合管理者に異議の申立てができます。

公文書の名称又は情報の内容		
公文書の開示方法	<input type="checkbox"/> 公文書の閲覧・ <input type="checkbox"/> 公文書の写しの交付・ <input type="checkbox"/> 公文書の写しの郵送	
公文書の開示（閲覧又は写しの交付）を行なう日時及び場所	日時	年 月 日 午前・午後 時 分
	場所	埼玉西部環境保全組合 施設名：
公文書を開示することができない部分及び理由	① 開示することができない部分の概要 ② 開示することができない理由 埼玉西部環境保全組合情報公開条例第 条第号に該当 ()	
公文書を開示することができる時期	年 月 日以後に、請求に係る公文書を開示（全部・一部）することができます。同日以後に改めて公文書開示請求をしてください。	
問い合わせ又は連絡先	埼玉西部環境保全組合 施設名： 連絡先： 担当（係）：	

- 1 この公文書開示決定通知書は、該当する事項の□欄に「レ」を付けています。
- 2 公文書の開示を受けるときは、この通知書を係の者に提示してください。
- 3 公文書の閲覧又は写しの交付を受ける日時の都合が悪いときは、係までご連絡ください。
- 4 公文書を開示することができる時期は、公文書開示請求に係る公文書が、期間の経過（1年以内）により開示できるもので、かつ、開示できる時期を明示できる場合に記入してあります。

様式第5号（第6条関係）

公文書非開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉西部環境保全組合

年 月 日付で開示請求のあった公文書は、次のとおり開示しないことに決定しましたので、埼玉西部環境保全組合情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に埼玉西部環境保全組合管理者に異議の申立てができます。

公文書の名称又は情報の内容	
公文書を開示することができない理由	<input type="checkbox"/> 埼玉西部環境保全組合情報公開条例第 条第 号に該当 (理由)
	<input type="checkbox"/> 埼玉西部環境保全組合情報公開条例第10条の規定により、公文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否します。
公文書を開示することができる時期	年 月 日以後に、請求に係る公文書を開示（全部・一部）することができます。同日以後に改めて公文書開示請求をしてください。
問い合わせ又は連絡先	埼玉西部環境保全組合 施設名： 連絡先： 担当（係）：

- 1 公文書を開示することができない理由欄は該当する項目の□にレ印が付けてあります。
- 2 公文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否は、公文書の存否が事実の存否を明らかにするようなときに、当該公文書の存否を明らかにしないで拒否します。
- 3 公文書を開示することができる時期は、公文書開示請求に係る公文書が、期間の経過（1年以内）により開示できるもので、かつ、開示できる時期を明示できる場合に記入してあります。

様式第6号（第7条関係）

公文書開示決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉西部環境保全組合

年 月 日付で開示請求のあった公文書は、埼玉西部環境保全組合情報公開条例第12条第1項の規定する期間内に開示決定等（公文書の開示、公文書の一部開示、公文書の非開示の決定）をすることができないので、同条第2項の規定により通知します。

なお、開示決定等をしたときは、速やかに通知します。

公文書の名称又は情報の内容	
公文書の開示方法	<input type="checkbox"/> 公文書の閲覧・ <input type="checkbox"/> 公文書の写しの交付・ <input type="checkbox"/> 公文書の写しの郵送
開示決定等をすべき日	年 月 日（埼玉西部環境保全組合情報公開条例第 条第 項に定める日、請求日から起算して15日）
開示決定等を延期できる期間	年 月 日から 年 月 日まで
開示決定等を延長する理由	
問い合わせ又は連絡先	埼玉西部環境保全組合 施設名： 連絡先： 担当（係）：

1 この通知書は、該当する事項の□欄に「レ」を付けています。

様式第7号（第8条関係）

公文書開示決定期間の特例通知書

第 号

年 月 日

様

埼玉西部環境保全組合

年 月 日付で開示請求のあった公文書は、埼玉西部環境保全組合情報公開条例第12条第2項に規定する期間内に開示決定等（公文書の開示、公文書の一部開示、公文書の非開示の決定）をすることができないので、埼玉西部環境保全組合情報公開条例第13条の規定により通知します。なお、開示決定等をしたときは、速やかに通知します。

公文書の名称又は情報の内容		
公文書の開示方法	<input type="checkbox"/> 公文書の閲覧・ <input type="checkbox"/> 公文書の写しの交付・ <input type="checkbox"/> 公文書の写しの郵送	
本決定で開示する公文書の名称又は情報の内容		
本決定で開示を行なう日時及び場所	日時	年 月 日 午前・午後 時 分
	場所	埼玉西部環境保全組合 施設名：
開示決定等の期限の特例を適用する公文書の名称又は情報の内容		
開示決定等を延長する理由		
開示決定を延長した公文書の開示の決定期限	年 月 日	
問い合わせ又は連絡先	埼玉西部環境保全組合 施設名： 連絡先： 担当（係）：	

- この通知書は、該当する事項の□欄に「レ」を付けています。
- 開示決定期間の特例に係る公文書の開示（部分開示を含む）又は非開示の決定は、改めて通知します。

様式第8号（第10条関係）

公文書開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉西部環境保全組合

年 月 日付で開示請求のあった公文書の開示は、本職により公文書の開示決定等（公文書の開示、公文書の一部開示、公文書の非開示の決定）をすることが適当でないため、埼玉西部環境保全組合情報公開条例第15条第1項の規定により、本件事案を移送しましたので通知します。

開示請求のあった公文書の名称又は情報の内容	
公文書の開示方法	<input type="checkbox"/> 公文書の閲覧・ <input type="checkbox"/> 公文書の写しの交付・ <input type="checkbox"/> 公文書の写しの郵送
開示決定等をする機関（事案の移送先）	
開示決定等をする期限	年 月 日
問い合わせ又は連絡先	埼玉西部環境保全組合 施設名： 連絡先： 担当（係）：

- 1 本請求に係る開示決定等は、改めて公文書の開示決定等をする機関（事案の移送先）から通知します。

様式第9号（第11条関係）

公文書開示に係る意見照会書

第 号

年 月 日

様

埼玉西部環境保全組合

埼玉西部環境保全組合情報公開条例第16条第1項の規定に基づき、次の公文書の開示に係る貴職の意見を求めます。

開示請求のあった公文書の名称又は情報の内容	
開示請求年月日	年 月 日
意見照会を行なう公文書の名称又は情報の内容	
意見書提出期限	年 月 日
意見書の提出先及び照会先	埼玉西部環境保全組合 施設名： 連絡先： 担当（係）：

- 1 提出期限までに意見回答書の提出がないときは、「意見なし」として処理させていただきます。
- 2 意見回答書には、貴職の意見を補足する資料を添付することができます。

様式第10号（第11条関係）

意見付公文書開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉西部環境保全組合

貴職より公文書の開示について反対意見書の提出があった公文書の開示は、次のとおり決定しましたので埼玉西部環境保全組合情報公開条例第16条第3項の規定により通知します。

意見の照会をした公文書の名称又は情報の内容	
開示決定の内容	<input type="checkbox"/> 開示（全部開示）
	<input type="checkbox"/> 部分開示 を除く部分を開示
公文書の開示を実施する日時	年 月 日 午前・午後 時 分
公文書の開示を実施する理由	埼玉西部環境保全組合情報公開条例第 条第 項
問い合わせ又は連絡先	埼玉西部環境保全組合 施設名： 連絡先： 担当（係）：

1 意見書付公文書開示決定通知書は、該当する事項の□欄に「レ」を付けています。

様式第11号（第12条関係）

公文書再開示申出書

年 月 日

埼玉西部環境保全組合

様

住所

氏名

（法人その他の団体にあつては、その名称、

代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

埼玉西部環境保全組合情報公開条例第17条第3項の規定により、公文書の再開示を受けたいので、申し出ます。

公文書の名称又は情報の内容	
最初に公文書の開示を受けた方法	<input type="checkbox"/> 公文書の閲覧・ <input type="checkbox"/> 公文書の写しの交付・ <input type="checkbox"/> 公文書の写しの郵送
最初に公文書の開示を受けた日	年 月 日
公文書の再開示を申し出た理由	
再開示を申し出たものの連絡先住所及び電話番号	連絡先住所： 電話番号：

様式第12号（第14条関係）

審査会諮問通知書

年 月 日

様

埼玉西部環境保全組合

貴職より提起のありました埼玉西部環境保全組合情報公開条例に基づく開示決定等に係る不服審査の申し出は、埼玉西部環境保全組合情報公開条例第20条の規定により埼玉西部環境保全組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、埼玉西部環境保全組合情報公開条例第21条の規定により、次のとおり通知します。

公文書の名称又は情報の内容	
不服処分の内容（開示決定等の内容）	<input type="checkbox"/> 開示・ <input type="checkbox"/> 部分開示（ <input type="checkbox"/> を除く） <input type="checkbox"/> 非開示
不服処分通知日（開示等の通知日）	年 月 日
不服審査申出年月日	年 月 日
不服申出の趣旨	
審査委員会諮問日	年 月 日
問い合わせ又は連絡先	埼玉西部環境保全組合 施設名： 連絡先： 担当（係）：

1 開示決定等の区分欄は、該当する事項の□欄に「レ」を付けています。

様式第13号（第15条関係）

公文書任意的開示申出書

年 月 日

埼玉西部環境保全組合

様

住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、その名称、

代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

公文書の任意的開示を受けたいので、埼玉西部環境保全組合条例第23条の規定により次のとおり申し出ます。

公文書の名称又は情報の内容	
公文書の開示方法	<input type="checkbox"/> 公文書の閲覧・ <input type="checkbox"/> 公文書の写しの交付（郵送希望有・無）
公文書の任意的開示を求める理由	
任意的開示を申し出たものの連絡先住所及び電話番号	連絡先住所： 電話番号：

- 1 公文書の名称又は情報の内容は、知りたい事項を具体的に記入してください。
- 2 のある欄は、該当する事項の 内に「レ」を記入してください。

様式第 1 4 号（第 1 5 条関係）

公文書任意的開示回答書

第 号

年 月 日

様

埼玉西部環境保全組合

年 月 日付け、埼玉西部環境保全組合情報公開条例第 2 3 条に基づく
公文書の任意的開示の申し出は、次のとおり回答します。

公文書の名称又は情報の内容			
公文書の開示方法	<input type="checkbox"/> 公文書の閲覧・ <input type="checkbox"/> 公文書の写しの交付・ <input type="checkbox"/> 公文書の写しの郵送		
公文書の開示又は写しの交付を行なう日時及び場所	日	時	年 月 日 午前・午後 時
	場	所	埼玉西部環境保全組合 施設名：
公文書を開示することができない部分及び理由	・開示することができない部分の概要 <input type="checkbox"/> 全部・ <input type="checkbox"/> 一部（ の部分） ・開示することができない理由 埼玉西部環境保全組合情報公開条例第 条第 号 に該当 （ ）		
公文書を開示することができる時期	年 月 日以後であれば、申し出に係る公文書を開示（全部・一部）することができますので、同日以後に改めて公文書任意的開示申出書を提出してください。		
問い合わせ又は連絡先	埼玉西部環境保全組合 施設名： 連絡先： 担当（係）：		

- 1 この公文書任意的開示回答書は、該当する事項の□欄に「レ」を付けています。
- 2 公文書の任意的開示を受けるときは、この通知書を係の者に提示してください。
- 3 公文書の開示又は写しの交付を受ける日の都合が悪いときは、その旨を係までご連絡ください。
- 4 公文書を開示することができる時期は、公文書任意的開示申出に係る公文書が、期間の経過（1年以内）により開示できるもので、かつ、開示できる時期を明示できる場合に記入してあります。